

森林環境譲与税の活用に向けた基本方針

期 間 自 令和 5 年 4 月 1 日
至 令和 1 0 年 3 月 3 1 日

平 生 町

第1 目的

- ・温室効果ガス排出削減目標の達成や、頻発する甚大な自然災害防止等、森林の有する公益的機能の重要性が高まる中、日本の森林の約4割を占める人工林は、長引く木材価格の低迷や、森林所有者の高齢化・不在村化等から、整備が行き届かない状況が危惧されます。
- ・このため国においては、適切な森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されたところです。
- ・本譲与税は、平成30年5月に成立した森林経営管理法を踏まえ、間伐等による適切な森林整備や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等を、全国の市町村が主体となり進めることが期待されています。
- ・本町においては、地域の実状に応じた効果的な取組を森林環境譲与税の有効活用によって進め、その取組が町民に広く認知されるよう本方針を定めます。

第2 地域概況

- ・本町は、山口県の東南部、室津半島の西に位置し、大星山(438m)、箕山(409m)を中心とした丘陵地帯と、平生平野を中心とした平野部から成っています。
- ・また、18.2kmにおよぶ海岸線は波静かで陽光に恵まれており、瀬戸内海国立公園に指定され、豊かな自然環境を有しています。
- ・町では、第五次平生町総合計画において、「自然豊かな活気あふれる 幸せのまち 平生」を将来像に掲げ、室津半島の地形・気候がイタリア半島に似ていることにヒントを得た「イタリアーノひらお」構想を進めています。
- ・この取組は、町の地域資源を活用したブランドを確立し地域経済の活性化を図るものです。
- ・加えて、住民一人ひとりが安全で快適に暮らせるまちづくりに向けた、防災・減災対策も主要課題に掲げ、特に近年の異常気象による、土砂災害や河川氾濫などの被災事例などから、森林が持つ多面的機能の効果が発揮できる適正管理に向けた取組みに着目しています。

第3 現状と課題

1 森林資源

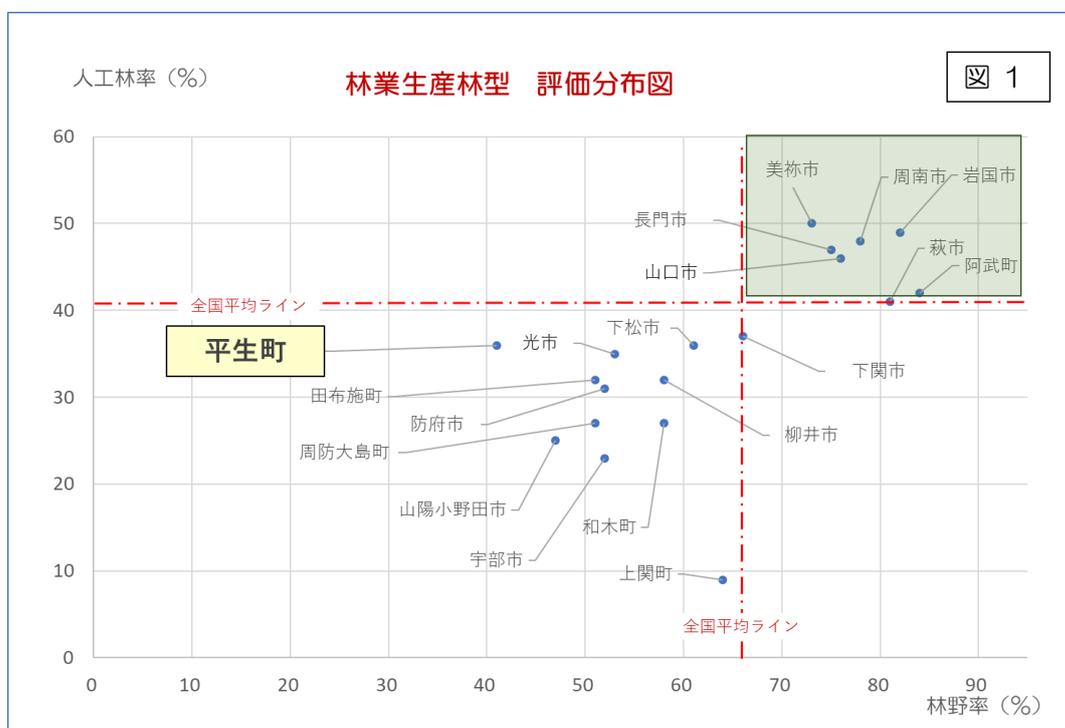
- ・本町の「林野率(41%)」と「人工林率(36%)」はともに全国平均を下回り、「私有林の人工林面積(指数1.3)」は極めて低い水準であることから、スギ・ヒノキ人工林を主体とした林業生産活動は限定的といえます。

2 森林環境譲与税

- ・「森林環境譲与税の譲与税額(指数11)」は、全国平均の1割程度で極めて低水準にあることから、効果的な取組を検討する必要があります。

表1 評価区分に基づく平生町の評価値

評価区分	評価項目等	単位	判定基準 = 全国平均		平生町	
				指数		指数
森林資源量等 ※撤出間伐、主伐	林野率	%	66	100	41	62
	【参考】 私有林 人工林面積	ha	3,349	100	434	13
	人工林率	%	41	100	36	88
森林環境税等 ※除伐、間伐	単位面積当り 譲与税額	千円/ha	5.8	100	4.8	82
	【参考】 譲与税額 (R3年度)	百万円	20	100	2	11



3 地形・地質

・室津半島の西に位置する本町は、背後に 400m 級の山々が連なり、瀬戸内海沿岸部特有の花崗岩を基岩とする風化土壌が分布するなど、山地災害が発生し易い地形・地質を有していることから、町民の安全・安心環境の整備が課題となっています。

第4 基本方針

- ・ 本税の創設趣旨及び前項「第3 現状と課題」を踏まえ、以下方針を基本とします。

1 取組内容

(1) 森林整備の推進

- ・ 私有林-スギ・ヒノキ人工林における保育間伐や繁茂竹林対策に取り組むことで、山地災害防止機能の充実による「安全・安心環境の整備」など森林の有する公益的機能の維持・増進を図ります。

(2) 担い手の確保・育成

- ・ 森林の適正管理を着実に実施するため、地域林業の中核となる森林組合を主体とした地域関係者と連携し、担い手の確保・育成に努めます。

2 留意点

- ・ 町民への森林環境譲与税の活用に関する説明責任を果たす観点から、その使途内容と効果を公表します。

《参考1》平生町 森林環境譲与税等の交付額の推移について

単位：千円

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年～
単年度額	974	2,070	2,044	2,894	2,897	3,552
累計額	—	3,044	5,088	7,982	10,879	14,431

※ 見込み額含む

《参考2》「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（令和2年4月1日施行）」

【第34条第1項】（森林環境譲与税の使途）

・市町村は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。

1 森林の整備に関する施策

2 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用（公共建築物における木材の利用の促進に関する法律第2条第2項に規定する木材の利用をいう。）の促進その他の森林の整備の促進に関する施策

第5 その他

- ・ 本方針は、法改正や取組の進捗状況、情勢変化等に応じて随時、見直します。

附則

本基本方針は、令和5年4月1日より施行する。